

学校における 3R・適正処理学習支援事業 Q&A

Q. この補助金の交付目的は何ですか。

A. 産業廃棄物にかかる環境教育の推進を図り、次世代の子どもたちに、廃棄物の減量や適正処理など循環型社会についての理解を深めてもらうことを目的として、県立学校が実施する産業廃棄物に重点を置いた学習等を支援します。

Q. この事業を受ける要件は何ですか。

A. 次に掲げる要件を全て満たす取組が条件です。

- ①産業廃棄物の発生抑制、再資源化及び適正処理等に取り組む事業所・施設等の見学
- ②児童・生徒に対する 3R の啓発効果が高いこと
- ③しまね環境アドバイザー及び、それに準ずる者を活用すること

Q. 対象経費は何ですか。

A. 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、その他知事が必要と認める経費です。

Q. 交付限度額はいくらですか。

A. 上限 30 万円です。(10/10)

Q. 申請から実施までの事務処理で必要なことは何ですか。

A. 環境政策課に以下の書類の提出をお願いします。これらの書類は環境政策課のホームページから印刷ができます。

- ①学校における 3R・適正処理学習支援事業企画書
- ②学校における 3R・適正処理学習支援事業積算内訳（計画）

Q. しまね環境アドバイザーを利用する時の手続きはどのように行えばいいですか。

A. しまね環境アドバイザーの派遣は、別途申請が必要です。以下の書類の提出をお願いします。これらの書類は環境政策課のホームページから印刷ができます。

- ① しまね環境アドバイザー派遣申請書

Q. 学校のカリキュラムが埋まっていて、事業を行う時間の確保が難しいです。この事業単体で行わなければいけませんか。

- A. 既に学校で取り組まれている、教科・科目に組み込んでいただいても構いません。本事業を活用いただくことで、授業以外の場において学習支援の充実が図れると考えます。
- Q. 授業ではなくクラブ活動で活用したいです。
- A. 各教科や総合的な学習の時間等だけではなく、部活動やクラブ活動でも実施可能です。
- Q. 消耗品としては、どのようなものが対象になりますか。
- A. 以下のものなどが考えられます。
- ・調べ学習や研究発表などに使う文房具
 - ・水質調査のパックテスト
 - ・広報のためのポスターや、看板などの作成費
 - ・書籍 など
- Q. パソコンで使用する USB やカードリーダー、CD-R 等のアクセサリは購入できますか。
- A. パソコンのアクセサリ関係は汎用性が高いため認めていません。
- Q. 備品としては、どのようなものが購入できますか。
- A. 例えば、家庭用生ごみ処理機等があります。ただし、当事業以外にも広く活用できる物品は認めていません。
- Q. 活動が終わった後の事務処理としてどのようなことをする必要がありますか。また、最終的な額の確定は、どのように行われますか。
- A. 環境政策課に以下の書類の提出をお願いします。①・②の書類は、環境政策課のホームページから印刷ができます。
- ①学校における 3R・適正処理学習支援事業実施報告書（別紙 3）
 - ②学校における 3R・適正処理学習支援事業積算内訳（別紙 2）（報告）
 - ③経費の支払いを証明できる書類（請求書のコピー等）
- これらの書類を審査し、額を確定します。
- 活動内容等によって、認められない費目（数量を含む）等があれば、対象経費外とさせていただく場合もあります。